

不法行為の活用可能性など ～消費者庁によるヒアリング を契機に

原田 昌和
立教大学法学部教授
2024年12月13日

ヒアリング事項

- 1、民法の不法行為による対応のメリット
デメリット
- 2、選択の実質を保護するアプローチ、結果としての幸福を保護するアプローチなど

民法の不法行為による対応のメリット・デメリット (ヒアリング事項 1)

(ヒアリング事項1) 一般的に、民法の不法行為だけでは、対応が不十分と考えられる状況はどのような場合か。そのような状況に対して、(民法の特別法としての) 不法行為法制で対処しようとするメリット・デメリットはどのようなものか。

- 個々の取引の無効・取消で対応する法律行為法アプローチと比べると、不法行為アプローチのメリットとしては、①原状回復以外の弁護士費用、慰謝料、無駄になった費用などの信頼利益などの賠償請求が認められる、②一連の組織的・一体的な勧誘行為を、個々の取引ごとに効力を考えるのではなく、接触段階から契約締結後の段階も含めて、一連一体的な権利侵害行為と捉えることができる、③使用者責任や共同不法行為によって、実質的指揮監督関係にある上位組織や実際の行為者の責任を問うことができる、④過失相殺があることによって、0 : 100ではない柔軟な金銭的解決を図ることができる、⑤消費者契約法4条などの要件に必ずしも当てはまらない場合についても、その他の事情も考慮して、全部または一部の原状回復を図ることができる、といったものが挙げられている。

民法の不法行為による対応のメリット・デメリット (ヒアリング事項 1)

- こうしたメリットを考えると、消契法に、取消権に関する規定と並べて、損害賠償が可能である旨を規定することには一定の意義があると思われる。
- このように活用の可能性は大きいものの、どのような点を過失（注意義務違反）にとらえるか、何をもって「権利又は法律上保護される利益」あるいはその「侵害」と捉えるか（違法性）、何を損害と捉えるか、因果関係の有無といった、一般条項とはいえ、最低限の要件の充足に係る問題があるため、決して無限定ではない。
- たとえば、注意義務違反や違法性について、消費者取引事例では、財産上の利益の侵害が問題となることが多く、相関関係説的な考え方からすると、事業者には責任を負わせる際には、それなりに悪質なものが必要とされる。そういう判断の際には、業法規定であったり、業界のガイドラインなどが手掛かりになることが多く、そういったものが何もないと、裁判所の判断も抑制的なものになるように思われる。

民法の不法行為による対応のメリット・デメリット (ヒアリング事項 1)

- そうした観点からは、消契法4条が、「社会生活上の経験」の不足、「加齢又は心身の故障」、勧誘者への「恋愛感情」、「靈感その他の・・・特別な能力による知見」として不安をあおられた状態などの事例を列举するほか、同3条で努力義務を挙げているのは、今後「（状況的なものも含む）脆弱性」に対処するうえでも、法規範の存在を示し、一定の判断の指針を与えるものとして、不法行為法による救済を後押しするものと見られる。
- 旧統一教会信者らによる不当勧誘について判断した最判令和6・7・11 消費者法ニュース141号134頁が、不当寄附勧誘防止法3条の配慮義務を援用したのはその好例

民法の不法行為による対応のメリット・デメリット (ヒアリング事項 1)

- 接触段階から契約締結後の段階も含めて、一連一体的な権利侵害行為と捉える見方は、すでに投資取引や宗教団体による組織的計画的な寄附・物品購入の事案で用いられているほか、近年問題とされているダークパターンの事案でも活用可能なように思われ、大きなメリットであるように考えられる。
- しかし、時間軸が長くなったり、関与者が複数になった場合には、どこまでを一連一体的な権利侵害行為と捉えることができるについて、難しい問題を生じる。
- 同様に、複数の関与者がある場合に、共同不法行為や使用者責任を問題とする可能性が開けることにメリットがあるが、どのような場合に「共同の不法行為」（民719条1項前段）といえるか、あるいは「ある事業のために他人を使用する者」（民715条1項本文。実質的指揮監督関係）といえるか、さらには全体を法人の不法行為と見ることができるかは問題。
- これらについて何らかの特則が考えられるか？

民法の不法行為による対応のメリット・デメリット (ヒアリング事項 1)

- 過失相殺については、投資取引ではかなり大きな過失割合が消費者に認められる一方、宗教取引では、そもそも違法性の大きなものについてしか不法行為の成立が認められないこともあって、過失相殺されないことも多い。そもそもが交渉力の格差がある者同士の取引であり、何らかの脆弱性が関与して行われた取引であることを考えると、そう頻繁に過失相殺されるべきではないし、あまりに大きな過失割合が認められるのも適切とは思われない。消契法に不法行為に関する規定を置く場合には、何らかの制限を定めるべきか？
- 情報や時間、関心・アテンションの提供を「損害」と捉えることに対しては、たとえば情報の提供を損害と見たとして、どう金銭評価するのか、他と集まって大きな価値を持つとしても、個々の情報の金銭的価値はそれほど大きなものにはならないのではないかなどの問題がある。
- 一方で、SNS等を通じて、関心・アテンションにたたみかけるように働きかけて、取引をさせるような行為（悪質なターゲティング広告によるなど）について、自己決定を歪めたものとして、財産上の損害の賠償とともに、慰謝料を請求することができる場合はないか？

選択の実質を保護するアプローチ、結果としての幸福を保護するアプローチなど（ヒアリング事項 2）

（ヒアリング事項 2） 消費者の脆弱性を前提としつつ、選択の実質を保護するアプローチや、結果としての幸福を保護するアプローチなどについて、民事ルールとしてはどのような手法が考えられるか。

- 第三者の適切な関与によって選択の実質を保護するアプローチとして、おそらく、イギリス法の過大な保証契約における不当威圧に関する「公平無私な助言」の法理が念頭に置かれていると思われるが、わが国でも、個人による事業用の融資の保証については、契約の締結に先立って、保証意思宣明公正証書の作成が必要とされており（民465条の6第1項）、公証人による保証意思の確認手続きに、同様の効果が期待されている。
- また、現行法の補助の制度（民15条）も、そのニーズに合わせて、第三者の適切な関与によって選択の実質を保護しようとするものである。
- クーリングオフも、その間に家族等第三者への相談の機会を確保するものと見れば、第三者の適切な関与によって選択の実質を保護する機能を果たす。
- すでに私法秩序の中に存在する考え方であり、さらに発展させることは可能ではないか。

選択の実質を保護するアプローチ、結果としての幸福を保護するアプローチなど（ヒアリング事項2）

- 結果としての幸福を保護するアプローチとは、消費者に一定の脆弱性が存在することを前提に、本人の意思にかかわらず、法が介入する場面を90条以上に広げられないかということだろうと思われるが、手段パターナリズム（手段が不適切）にせよ目的パターナリズム（目的が不適切）にせよ、本人の意思にかかわらずとなると、ハードルはかなり高いものになるのではないかな。
→内容の不当性から意思形成過程の問題を推定するなどして、第三者の適切な関与によって選択の実質を保護するアプローチにつなげる方が、現行法になじむ、より穏当な手段と思われるが、どうか。
- ただ、そうした中でも、全財産あるいは生活の基盤となる土地・建物の贈与のような、個人の生存そのものを危殆化するような合意については、現状でも、公序良俗違反として無効（民90条）となるように思われるし、取引当事者である消費者に依拠する者の利益という点では、世帯の生存を危殆化するような合意もまた、同様に公序良俗違反といえるのではないかな。

ご清聴ありがとうございました